

東京都公安委員会告示第 2659 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 8 月 28 日

東京都公安委員会

記

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
別添のとおり
- 2 送達する書類の名称
別添のとおり
- 3 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前 2 の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都中央区晴海1丁目8-12-22F 株式会社 ディスクベリィ・ドット・コム	放置違反金納付命令書 (第 30-106-260605-208403)
東京都江戸川区南篠崎町4丁目27-31 株式会社 ShinMirai	放置違反金納付命令書 (第 30-109-260521-204731)
東京都江東区有明1丁目5-2 株式会社YP	放置違反金納付命令書 (第 30-112-260529-202762)
群馬県太田市西新町12-15-101 LINTON LEVIN	放置違反金納付命令書 (第 30-113-260512-202179)
東京都練馬区関町北5丁目8-3-705 石橋 徹也	放置違反金納付命令書 (第 30-215-260518-401137)
東京都練馬区関町北5丁目8-3-705 石橋 徹也	放置違反金納付命令書 (第 30-215-260525-413386)
東京都練馬区関町北5丁目8-3-705 石橋 徹也	放置違反金納付命令書 (第 30-215-260526-401139)
東京都渋谷区恵比寿2丁目32-21-103 矢崎 啓太	放置違反金納付命令書 (第 30-331-260422-453048)
東京都中央区東日本橋2丁目27-7-4階 株式会社グリード内 有限会社 グリード	放置違反金納付命令書 (第 30-331-260529-204055)
東京都台東区駒形1丁目7-6-209-A 合同会社 YXR	放置違反金納付命令書 (第 30-332-260407-204164)
東京都中野区中央4丁目40-2 リバーフィールドA 田中 恭平	放置違反金納付命令書 (第 30-333-260604-201594)
東京都豊島区東池袋5丁目42-2-404 岩城 慶樹	放置違反金納付命令書 (第 30-333-260604-425926)
東京都中野区中央4丁目40-2 リバーフィールドA 田中 恭平	放置違反金納付命令書 (第 30-333-260608-201646)
東京都渋谷区恵比寿西1丁目33-6-310 株式会社 ドン・セルフ	放置違反金納付命令書 (第 30-333-260611-202937)
愛知県名古屋市中千種区小松町5丁目14-201 高橋 琢也	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260424-423279)
茨城県鉾田市梶山1301-12 GS Enterprise 合同会社	放置違反金納付命令書 (第 30-440-260604-202106)
茨城県鉾田市梶山1301-12 GS Enterprise 合同会社	放置違反金納付命令書 (第 30-440-260610-203443)
茨城県鉾田市梶山1301-12 GS Enterprise 合同会社	放置違反金納付命令書 (第 30-440-260611-202177)
茨城県鉾田市梶山1301-12 GS Enterprise 合同会社	放置違反金納付命令書 (第 30-440-260612-438478)
茨城県鉾田市梶山1301-12 GS Enterprise 合同会社	放置違反金納付命令書 (第 30-440-260615-202189)
東京都板橋区若木2丁目10-9-4-109 渡辺 航平	放置違反金納付命令書 (第 30-550-260612-208885)
神奈川県茅ヶ崎市中海岸4丁目10-3-10-105 新城 永作	放置違反金納付命令書 (第 30-554-260529-438581)
茨城県鉾田市梶山1301-12 GS Enterprise 合同会社	放置違反金納付命令書 (第 30-554-260615-418110)
東京都墨田区向島5丁目16-9-201 大塚 綾真	放置違反金納付命令書 (第 30-773-260508-442270)
千葉県千葉市中央区港町10-4-402 森 久徳	放置違反金納付命令書 (第 30-773-260524-413689)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京都台東区日本堤1丁目17-7 中本 正昭	督促状 (第 30-113-260330-206887)
神奈川県厚木市元町14-9-101 和田 大介	督促状 (第 30-219-260505-414152)
東京都文京区小石川4丁目16-7-2F 株式会社 マイルストーン	督促状 (第 30-333-260228-202327)
茨城県土浦市木田余西台2-31-202 ウィクラマシンハ ヘラッ ムディヤンセラード プラサド バンダラ ウィクラマシンハ	督促状 (第 30-436-260422-211931)
東京都足立区辰沼2丁目14-4-A-102 秋山 蓮	督促状 (第 30-553-260515-202250)
千葉県流山市平和台3丁目2-12-404 小山 豊	督促状 (第 30-556-260428-201548)
神奈川県高座郡寒川町宮山78-1-108 LE VAN HUNG	督促状 (第 30-668-260309-433231)
東京都墨田区錦糸3丁目8-12-305 TC第16錦糸町北口ビル 佐藤 知起	督促状 (第 30-773-260305-432370)
東京都墨田区錦糸3丁目8-12-305 TC第16錦糸町北口ビル 佐藤 知起	督促状 (第 30-776-260426-419265)
東京都江戸川区平井5丁目47-5 ZHUANG CHENGRUI	督促状 (第 30-777-260310-443523)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。